

令和8年度 浦添市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

浦添市が発注する小規模工事等の契約を希望される方は、下記事項に留意の上、登録申請に必要な書類を作成し、提出して下さい。なお、浦添市建設工事競争入札参加資格審査申請との重複申請はできません。予めご了承下さい。

小規模工事等契約希望者登録制度について

◎この制度は、市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易と認められるものについて、予め契約を希望する方を登録し、登録業者の中から業者を選定することにより、市内小規模業者の受注拡大を図ることを目的としています。

◎登録の申請後、登録名簿に登載された方は、市が小規模工事等が発注する際の業者選定の対象になります。ただし、指名や契約を保証するものではありません。

◎この制度の対象となる小規模工事等は、契約金額が200万円以下のものです。

◎この制度の登録業者となっても、浦添市業者選定委員会が選定する建設工事の競争入札に参加することはできません。

◎施工は、浦添市契約規則、その他関係法令等に基づき誠実に履行しなければなりません。

1 登録できる方

市内に主たる事業所（本店・本社）のある法人又は市内に代表者の住所がある個人業者。

建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

2 登録できない方

次のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 浦添市建設工事競争入札参加資格者
- (3) 希望する業種の工事に必要な資格、免許等有しない者
例：電気工事、管工事、消防施設工事
- (4) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) その他市長が適当でないと認めた者

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出して下さい。（提出部数：1部）

(1) 浦添市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）

※記載例を参考に記入して下さい。

(2) 市税の滞納のない証明書（発行日より3ヶ月以内のもの、写し可）

(3) 印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの、写し可）

(4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

※法令で定められている工事に必要な資格、免許等の業種を希望する方のみ提出して下さい。それ以外の方は、提出する必要はありません。

登録できる希望工事業種は、別表に示す工事の業種のうち5種類以内です。

一括下請け（丸投げ等）は禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲で申請して下さい。

4 登録申請の受付

申請期間：令和9年2月26日（金）まで

提出方法：窓口持参、郵送またはオンライン申請

窓口受付時間：9時～16時まで（12時～13時を除く）

※土、日曜日、祝祭日、閉庁日を除く。

提出・送付先：〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

総務部 契約検査課（市庁舎5階）

※オンライン申請の場合は、「3 登録申請の方法」で該当する提出書類をPDFにし、下記のURLにアクセスし申請してください。

オンライン申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/YmYw/1651496>

5 登録名簿への登載

登録の申請時に窓口で書類を確認し、申請が受理された方は登録名簿に登載され、この制度の登録業者となります。（改めて通知等はいりません。）

登録名簿は、小規模工事等の業者選定に活用するため庁内に公開するほか、契約制度の透明性確保のため、市ホームページ等にて一般公開を行いますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

※ただし、この名簿に登載されても指名や契約を保証するものではありません。

登録期間：登録日から令和9年3月31日まで

6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、「浦添市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第3号）」を速やかに提出して下さい。

7 登録の取り消し

登録名簿に登録された方で、次のいずれかに該当した場合は、登録の取り消しを行います。

- (1)「1. 登録できる方」の登録要件に該当しなくなった場合
- (2)「2. 登録できない方」の(1)から(6)のいずれかに該当するようになった場合
- (3)その他市長が必要と認めた場合

8 発注の方法

市の各担当課が小規模工事等を発注するときは、原則として2者以上の方から見積書を徴収し、原則として最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積もりを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、その場合は必ず担当課へ連絡（電話可）をお願いします。

契約業者となった場合は、各担当課との調整等により、その後の業務を進めていくことになります。

問い合わせ先

浦添市総務部契約検査課（市庁舎5階）

TEL：098－876－1254

FAX：098－876－7071

浦添市小規模工事等契約希望者登録申請書

令和 9年 2月〇〇日

浦 添 市 長 殿

小規模工事等契約希望者の登録をしたいので、浦添市小規模工事等契約希望者登録規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。

住所又は所在地				浦添市△△〇丁目〇番〇号		事業所の所在地、個人が自宅で事業を行っている場合は自宅の住所	
フリガナ		法人の場合は商号、個人事業主の場合は通常使用している名称、特に名称が無い場合は未記入				申請・使用印	
フリガナ		法人は代表者の職名と氏名、個人は氏名を記入					
代表者の職氏名							
電話番号		876-1234		FAX番号		876-7071	

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用することになる。
 法人の場合は、代表者印を使用すること。
 個人の場合は、実印を使用すること。

実印を押印

登録を希望する工事の種類

番号	希望工事業種	具体的な工事の内容	資格、免許等の名称
1	建築一式工事	建物修繕全般	
2	ガラス工事	ガラス加工取付	
3	電気工事	屋内電気設備工事	電気工事士（第1種）
	別表「工事の種類」から選択して下さい。（5種類以内）	別表「工事の例示」を参考に具体的な工事内容を記入して下さい。	

添付書類

1. 市税の納税証明書（完納が証明できるもの）（発行日より3ヶ月以内のもの）
2. 印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
3. 履行に際して資格、免許等が必要な業種は、それらの名称を記入し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

別表

小規模工事等の種類及び例示

番号	工事の種類	工事の例示
1	土木一式工事	道路、下水道等の補修工事等
2	建築一式工事	建物の修繕工事等で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、コンクリート工事、土工事、外構工事
6	石工事	石積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根葺き工事
8	電気工事	引込線工事、構内電気設備工事、照明設備工事
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、給排水・給湯設備工事
10	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、タイル張り工事
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、路盤築造工事
14	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
15	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
16	塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面表示工事
17	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事等
18	内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、カーテンブラインド工事等
19	機械器具設置工事	給排気機器設置工事、各施設機器設置工事等
20	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、データ通信設備工事、電波障害防除設備工事
21	造園工事	植栽工事、公園設備工事、樹木剪定、草刈等
22	建具工事	サッシ取付・修理、シャッター取付・修理、木製建具取付・修理等
23	消防施設工事	火災報知設備工事、避難器具設置工事等
24	その他工事	上記にあてはまらない工事

※浦添市水道事業給水条例第7条による「指定給水装置工事事業者」が行う給水装置工事及び浦添市下水道条例第9条による「指定工事店」が行う排水設備等の工事を除く。